

尾張旭市告示第 88 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の規定による送達すべき書類であって、その送達が困難であると認められるものについて、同法第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、公示送達に係る書類は、総務部収納課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和 8 年 7 月 1 日

尾張旭市長 柴 田 浩

送達を受けるべき者の氏名又は名称	送達すべき書類の名称 (通知書番号又は文書番号)
加藤 鉄兵	督促状 国民健康保険税 7 年度第 9 期 (0000004366)
加藤 翔太	督促状 国民健康保険税 7 年度第 9 期 (0000005433)
株式会社 不二商土地建設	督促状 固定資産税・都市計画税 8 年度 1 期 (0000217054)
株式会社 タノシモ	督促状 市県民税・特徴 7 年度 3 月 (0099120169)
	督促状 市県民税・特徴 7 年度 4 月 (0099120169)